

子育てのための施設等利用給付認定申請案内

1. 施設等利用給付とは

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や認定こども園(幼稚園機能分)を利用する「教育・保育給付」1号認定(教育認定)の児童は、教育時間の利用料が無償となっています。

教育時間に加え、預かり保育を利用する場合、預かり保育料の無償化の対象となるためには、居住している市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

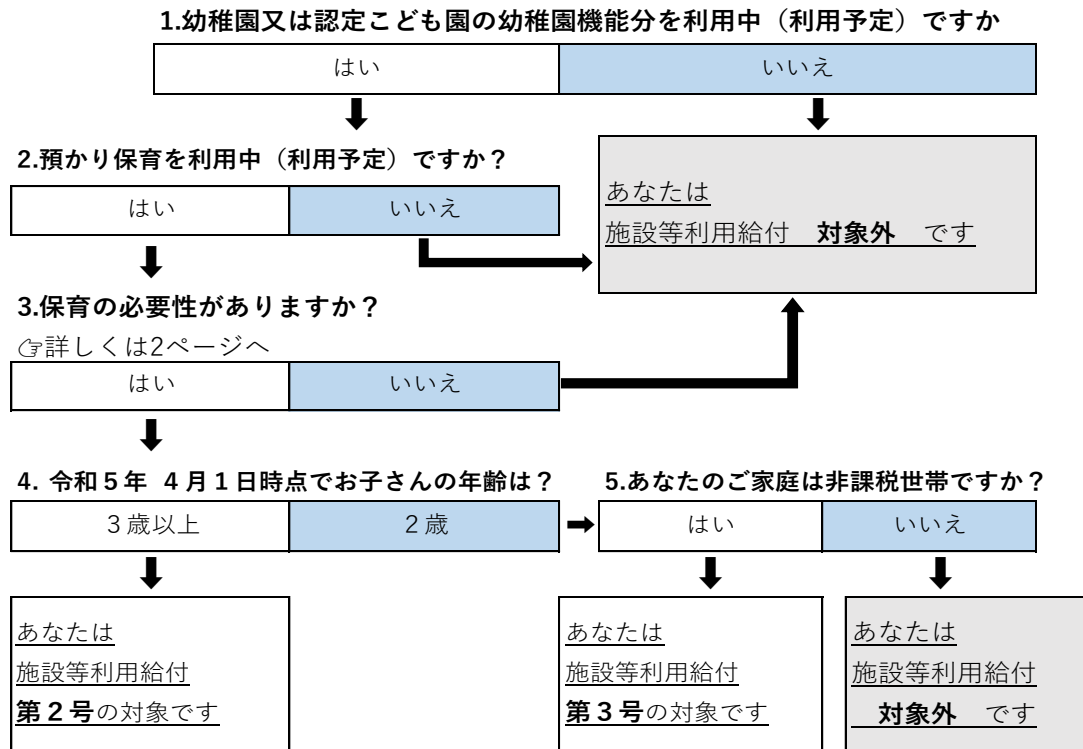
子育てのための施設等利用給付は3つの認定区分に分かれています。

認定区分	認定を受けるための要件	無償化の範囲
施設等利用給付 第1号	従来制度幼稚園を利用する 満3歳以上の子ども	月額25,700円(上限) ※教育時間のみ
施設等利用給付 第2号	保育の必要性がある 入園時点で3歳以上の子ども	日額450円(上限) ^注 月額11,300円(上限) ^注
施設等利用給付 第3号	非課税世帯で保育の必要性がある 入園時点で満3歳児の子ども	日額450円(上限) ^注 月額16,300円(上限) ^注

注 幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する場合

以下、この申請案内では、上記の施設等利用給付第2号について説明します。

あなたの認定区分は？



→次のページへ

2. 保育の必要性について

子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには、保育の必要性が認められる必要があります。なお、父、母それぞれが次のどの保育の必要性の事由に該当するかによって、認定期間が異なります。

【保育の必要性の事由と認定期間】

保育の必要性の事由		認定期間
就 労	月48時間以上就労している場合 (家事手伝いは不可)	小学校就学までの保育を必要とする期間
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がなく、きょうだいの保育ができない状態	産後8週を経過する月末
疾病・障がい	病気や心身の障がいなどを有しているため、保育ができない場合	小学校就学までの保育を必要とする期間
介護・看護	家庭で長期にわたる病人や心身に障がいのある者を介護又は看護している場合	小学校就学までの保育を必要とする期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧のため、保育ができない場合	小学校就学までの保育を必要とする期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	効力発生日から90日を経過する月末
就学・職業訓練	就学又は職業訓練を受けている場合	修了予定日の月末
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	小学校就学までの保育を必要とする期間
育児休業	育児休業取得時に、 <u>既に保育を利用している場合</u>	育児休業が終了する月末
その他	その他市長が認める状態の場合	市長が認める日

※家庭の状況や就労形態等によって同じ保育の必要性の事由であっても認定期間が変動する場合があります。

申請時と状況が変わった方

申請後(認定後)に利用施設や居住地、世帯の状況、保育の必要性の事由等が変更になった場合、認定内容の変更の届出が必要となります。

変更があった場合、届出を行った月の末日でそれまでの認定内容、認定期間を満了し、翌月1日から変更後の認定内容や認定期間で再認定を行います。

また、市外への転出など、変更内容によって、認定の取消しを行う場合があります。

認定期間が年度途中で満了する方

認定期間が満了した場合、預かり保育料の無償化の対象外となります。

引き続き認定を希望する場合は、期間満了までに保育の必要性を証明する書類の提出が再度必要となります。

3. 現況確認について(既に認定を受けている方)

既に認定を受けている方については、保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回、現況確認を行います。現況届の提出方法・提出書類については、認定申請と同様となります。

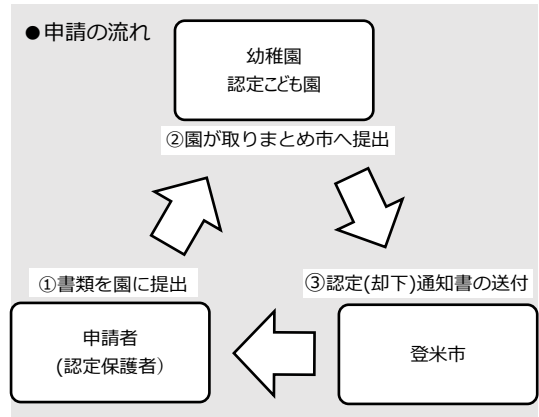
また、年度末までに保育の必要性が継続していることを確認できなかった場合、年度末(3月31日)をもって認定の取消しを行いますので、ご注意ください。

4. 申請について

お子さんが通園している（または通園予定である）幼稚園・認定こども園を経由して申請していただきます。

認定申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、幼稚園等が指定する期日までに提出してください。

認定開始日は、申請書受理日より前に遡ることはできませんので、利用する予定がある方は早めの申請をお願いします。



□提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届 児童1人につき1部
 ② 保育の必要性を証明する書類 父母、それぞれ1部

① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届について

申請書の保護者欄に記載された保護者が施設等利用給付認定保護者となります。施設等利用費(預かり保育料)の請求を行うことができるのは認定保護者であり、施設等利用費の振込先も原則、認定保護者名義の口座となります。ご注意ください。

② 保育の必要性を証明する書類について

保育の必要性を証明する書類は、保育必要事由によって必要書類が異なりますので、次の表を参考に該当する書類を添付してください。

保育必要事由	必要書類
就 労	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※自営・農業・内職等も含む <input type="checkbox"/> 自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証 等)
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(出産予定日がわかる箇所)
疾病・障がい	疾病： <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 通院等に係る領収書の写し(直近2か月分) 障がい： <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の写し
介護・看護	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の写し
災害復旧	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> り災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書
就学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 在学証明書又は在学していることがわかる書類 <input type="checkbox"/> 就学時間がわかる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)
その他	<input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> その他必要な書類

※きょうだいで同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類は世帯で1部の提出でかまいません。

※各証明書は、申請受付日から起算して3か月以内に証明(記入)されたものが有効となります。申請に必要な本市指定様式は市ホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

- 「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届」は記入例をよく読み、漏れがなく記入して提出してください。なお、きょうだいがいる場合も児童1人につき1部申請書が必要です。(添付書類はきょうだいで1部でかまいませんが、児童名を記入する欄に申請するきょうだい全員の名前を記入してください。)
- 添付書類と申請書は必ず一緒に提出して下さい。書類が確認できない場合は認定できません。
- 就労証明書の内容について、就労先などに確認する場合があります。ご了承下さい。
- 審査をするにあたり、申請者や同居家族の住民基本台帳を閲覧・確認させていただきます。
- 預かり保育については、各施設に定員等があるため、施設等利用給付認定を受けられたとしても、必ずしも預かり保育の利用ができるとは限りません。
- 申請内容に虚偽があった場合や事実と相違した場合、申請内容に変更が生じたが連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取消すことがあります。

■マイナンバー制度について

申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。

対象者	申請する保護者(申請書の保護者氏名欄に記入されている方)	
確認書類 (A・Bのいずれかの書類)	A マイナンバーカード	
	B 以下の書類2点(写しでも可)	
	①番号確認のため(どちらか1点)	②身元確認のため(1点)
	・マイナンバー通知カード ・マイナンバー記載の住民票	運転免許証やパスポート等の写 真付き身分証明書

※祖父母等が代理で申請をする場合も、「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

提出書類チェックリスト (児童1人あたり)

提出書類		確認欄	
①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届		<input type="checkbox"/>	
②保育の必要性を証明する書類		父	母
就 労	就労証明書(自営・農業・内職等含む) 自営の場合:自営の証明書類の写し(確定申告、営業許可証等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊 娠・出 産	母子健康手帳の写し(出産予定日がわかる箇所)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾 病・障 が い	疾 病:申立書 診断書 通院等に係る領収書の写し(直近2か月分) 障 が い:申立書 障害者手帳の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介 護・看 護	申立書 診断書 障害者手帳の写し 介護保険被保険者証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災 害 復 旧	申立書 り災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求 職 活 動	求職活動状況申告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学・職業訓練	在学証明書又は在学していることがわかる書類 就学時間がわかる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育 児 休 業	就労証明書(育児休業期間が明記してあるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
そ の 他	申立書 その他必要な書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問い合わせ先

登米市福祉事務所子育て支援課 子ども保育係

〒987-0446 登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-5562